

使用開始日:2020年7月3日

三井住友・バンガード 海外株式ファンド

追加型投信/海外/株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 委託会社名

設立年月日 1985年7月15日

20億円(2020年4月30日現在) 資本金

運用する投資信託財産の 8兆2.130億円(2020年4月30日現在) 合計純資産総額

商品分類・属性区分

商品分類			
単位型•追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
追加型	海外	株式	

属性区分				
投資対象資産	決 算 頻 度	投資対象地域	投 資 形 態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式) 資産配分固定型)	年1回	グローバル (日本を除く)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分 の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。
 - ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2020年7月2日に関東財務局長に提出しており、2020年7月3日にその届出の効力が生じており ます。
 - ■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
 - ■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
 - ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的

外国投資信託を中心に投資を行い、グローバルな株式市場(除く、日本)の動きをとらえる ことを目標に運用を行います。

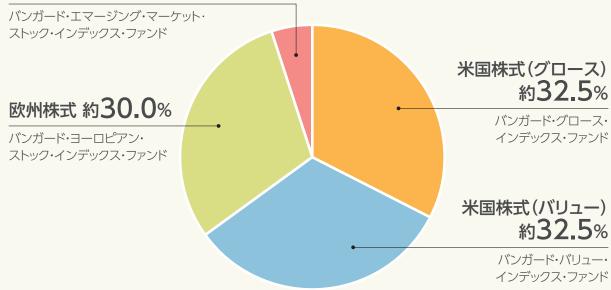
実質的な投資対象は、世界主要各国(除く、日本)の株式です。

ファンドの特色

- 1 日本を除く世界主要国の株式に実質的に投資し、グローバルな株式市場 (日本を除く)の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - ■先進国だけでなく、新興国の株式にも投資します。
- ファンド・オブ・ファンズの仕組みを採用し、既に実績のあるファンドを活用することで、効率的な分散投資を行います。
- 主として、バンガードが設定・運用するインデックス型の4つの米ドル建て 米国籍外国投資信託に投資します。
- バンガードの4つのインデックス・ファンドの基本配分比率は、日本を除く グローバルな株式市場の時価総額等を勘案して、概ね以下の比率で投資 を行います。

「基本配分比率]

新興国株式約5.0%

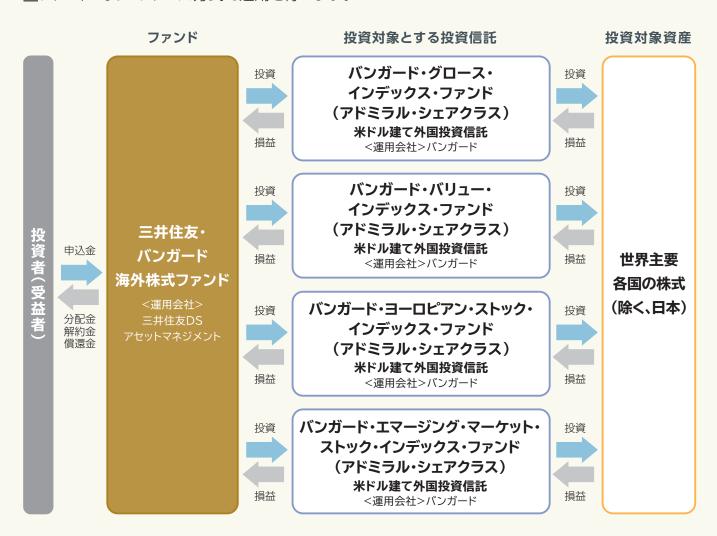


※時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行うことがあります。

※資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができないこともあります。

ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



投資対象とする投資信託の運用会社について

▶バンガードについて



世界最大級の運用資産残高

バンガードの運用資産残高は約570兆円(約5.3兆米ドル) (2020年3月末現在。同時点の為替レート(1米ドル=107.54円)で換算。)

2

ローコストリーダー

バンガードの米国籍ファンドの平均エクスペンスレシオ (平均 純資産に対する運用その他の経費比率) は0.10%となっています。

Vanguard



バンガード本社 (ペンシルベニア州バレーフォージ)



インデックスファンドの世界シェア NO.1

バンガードは、1976年に個人投資家向けのインデックスファンドを世界で初めて設定しました。現在、バンガードは世界のインデックス運用商品の約4割のシェアを握り、シェアNO.1となっています。

(注1)データは2019年12月末現在。ただし、シェアは2018年12月末現在。

(注2)シェアについてはMMF、ETFを含み、ファンドオブファンズ、ベビーファンドによる重複は除く。

(出所)バンガード、モーニングスター

▶会社概要

企 業 名	ザ・バンガード・グループ・インク
本 社 所 在 地	ペンシルベニア州バレーフォージ
創業	1975年5月1日
事 業 所	アリゾナ州スコッツデイル、ノースキャロライナ州シャーロット
海外拠点	オーストラリア (メルボルン)、イギリス (ロンドン)、日本 (東京)、中国 (香港、北京、上海) 他、計15拠点
顧客投資家数個人投資家、機関投資家あわせて170ヵ国以上、3,000万件以上	
従 業 員 数 (グローバル)	約17,000人

(注)データは2020年3月末現在。ただし、顧客投資家数は2020年1月末現在。 (出所)バンガード

[Vanguard] (日本語での「バンガード」を含む) および [tall ship logo] 商標は、The Vanguard Group, Inc.が有し、委託会社および承認された販売会社にのみ使用許諾されたものです。また [三井住友・バンガード海外株式ファンド] は、The Vanguard Group, Inc.および Vanguard Investments Japan Ltdより提供、保証または販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。したがって、The Vanguard Group, Inc.および Vanguard Investments Japan Ltdは三井住友・バンガード海外株式ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

主な投資制限

- □投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- □同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ■外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- □年1回(原則として毎年4月5日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は 運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合が あります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が 支払われるイメージ



- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

□投資対象とする投資信託の投資方針等

ファンドは、バンガードが運用する以下の4つの米ドル建て外国投資信託に投資します。

▶ バンガード・グロース・インデックス・ファンド(アドミラル・シェアクラス)

運用目標/投資対象 パッシブ運用(インデックス運用)され、米国成長株のインデックスである CRSP ラージ・キャップ・グロース・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。	
インデックス運用手法 インデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有します	
ベンチマーク	CRSP US ラージ・キャップ・グロース・インデックス
 限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契いったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティ利用しません。 一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を開ければ行いません。 	
決 算 日	毎年12月31日
分 配 方 針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子·配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申 込 手 数 料	ありません。
管 理 費 用 (エクスペンス・レシオ)*	年0.05%
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

^{*}管理費用(エクスペンス・レシオ)とはファンドの運用管理費用およびその他費用をファンドの平均純資産総額で除したもので、本書の数値はバンガードが直近の目論見書等で開示したものです(以下同じ。)。

▶ バンガード・バリュー・インデックス・ファンド(アドミラル・シェアクラス)

運用目標/投資対象	パッシブ運用(インデックス運用)され、米国割安株のインデックスである CRSP US ラージ・キャップ・バリュー・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有します。
ベンチマーク	CRSP US ラージ・キャップ・バリュー・インデックス
主 な 投 資 制 限	 限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。
決 算 日	毎年12月31日
分 配 方 針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子·配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申 込 手 数 料	ありません。
管 理 費 用 (エクスペンス・レシオ)	年0.05%
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド (アドミラル・シェアクラス)

運用目標/投資対象 パッシブ運用(インデックス運用)され、FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックパフォーマンスへの一致を目指します。		
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有します。	
ベンチマーク	FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックス	
主 な 投 資 制 限	 限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。 為替市場の変動による影響を避けるため、対米ドルでの為替ヘッジを行う場合があります。 	
決 算 日	毎年10月31日	
分 配 方 針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子·配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。	
申 込 手 数 料	ありません。	
管 理 費 用 (エクスペンス・レシオ)	年0.10%	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

▶ バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド (アドミラル・シェアクラス)

運用目標/投資対象	 パッシブ運用(インデックス運用)され、FTSE エマージング・マーケッツ・オールキャップ (含む中国A株)インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。 通常概ねすべて(最低でも95%)の資産を、インデックスを構成する株式銘柄に投資します。
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式のうち、代表的な銘柄を保有します。
ベンチマーク	FTSE エマージング・マーケッツ・オールキャップ (含む中国A株)インデックス
主な投資制限	 限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。 為替市場の変動による影響を避けるため、対米ドルでの為替ヘッジを行う場合があります。
決 算 日	毎年10月31日
分 配 方 針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額と します。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申 込 手 数 料	ありません。
管 理 費 用 (エクスペンス・レシオ)	年0.14%
その他手数料	既存投資者の資産保護のために必要であるとバンガードが判断したとき、購入資金および 売却資金から、財産維持手数料が直接支払われる場合があります。2019年10月31日 現在、当該財産維持手数料はかかっておりません。
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

- ※CRSP US ラージ・キャップ・グロース・インデックスおよびCRSP US ラージ・キャップ・バリュー・インデックスはシカゴ大学証券価格調査センター(CRSP)、FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックスおよびFTSE エマージング・マーケッツ・オールキャップ(含む中国A株)インデックスはFTSEインターナショナル・リミテッドが、それぞれ公表している指数で各社の知的財産です。
- ※指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。
- ※ベンチマークは一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。

基準価額の変動要因

- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ■投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりする ことがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による 影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合で あっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落すること があります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を 余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種 投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の 確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議および コンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

2

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

「 ファンドと他の代表的な 〕 [資産クラスとの騰落率の比較]



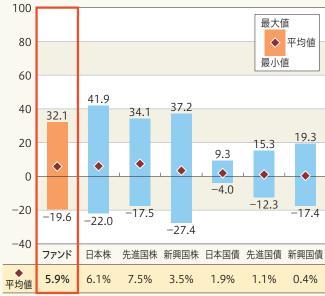
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

年間騰落率

2015年5月~2020年4月



- ファンド:
 - 2015年5月~2020年4月
- 他の資産クラス: 2015年5月~2020年4月



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象と しています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2020年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



[※]分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2020年 4 月	220円
2019年 4 月	400円
2018年 4 月	320円
2017年 4 月	330円
2016年 4 月	110円
設定来累計	3,150円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・バンガード海外株式ファンド

資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	97.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.90
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD GROWTH INDEX FUND-ADM	32.09
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD VALUE INDEX FUND-ADM	31.42
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EUROPEAN STOCK INDEX FUND-ADM	29.07
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EMERGING MKTS STOCK INDEX-ADM	4.51

[※]比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

▶投資対象とする投資信託の現況

■バンガード・グロース・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	Microsoft Corp.	テクノロジー	10.13
アメリカ	株式	Apple Inc.	テクノロジー	8.70
アメリカ	株式	Amazon.com Inc.	消費財	7.72
アメリカ	株式	Facebook Inc. CL-A	通信サービス	3.65
アメリカ	株式	Alphabet Inc. CL-A	通信サービス	2.99
アメリカ	株式	Alphabet Inc. CL-C	通信サービス	2.92
アメリカ	株式	Visa Inc. CL-A	テクノロジー	2.22
アメリカ	株式	Mastercard Inc. CL-A	テクノロジー	1.83
アメリカ	株式	Home Depot Inc.	消費財	1.78
アメリカ	株式	Netflix Inc.	通信サービス	1.32

[※]業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。

[※]分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

^{※「}主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

[※]比率は、バンガード・グロース・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

[※]バンガードのデータを基に委託会社作成

基準日:2020年4月30日

- ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。
- ■バンガード・バリュー・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	Johnson & Johnson	ヘルスケア	3.45
アメリカ	株式	Berkshire Hathaway IncB	金融	3.19
アメリカ	株式	Procter & Gamble Co.	消費財	2.57
アメリカ	株式	JPMorgan Chase & Co.	金融	2.50
アメリカ	株式	UnitedHealth Group Inc.	ヘルスケア	2.42
アメリカ	株式	Intel Corp.	テクノロジー	2.28
アメリカ	株式	Verizon Communications Inc.	通信サービス	2.08
アメリカ	株式	AT&T Inc.	通信サービス	1.95
アメリカ	株式	Pfizer Inc.	ヘルスケア	1.86
アメリカ	株式	Merck & Co. Inc.	ヘルスケア	1.77

- ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
- ※比率は、バンガード・バリュー・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※バンガードのデータを基に委託会社作成

■バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
スイス	株式	Nestle SA	消費財	3.60
スイス	株式	Roche Holding AG	ヘルスケア	2.89
スイス	株式	Novartis AG	ヘルスケア	2.14
イギリス	株式	AstraZeneca plc	ヘルスケア	1.62
オランダ	株式	ASML Holding NV	テクノロジー	1.38
ドイツ	株式	SAP SE	テクノロジー	1.36
フランス	株式	Sanofi	ヘルスケア	1.25
デンマーク	株式	Novo Nordisk- B	ヘルスケア	1.24
イギリス	株式	HSBC Holdings plc	金融	1.23
イギリス	株式	GlaxoSmithKline plc	ヘルスケア	1.20

- ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
- ※比率は、バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※バンガードのデータを基に委託会社作成

■バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ケイマン諸島	株式	Alibaba Group Holding Ltd. ADR	消費財	6.86
ケイマン諸島	株式	Tencent Holdings Ltd.	通信サービス	5.78
台湾	株式	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	テクノロジー	3.00
台湾	株式	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. ADR	テクノロジー	1.74
中国	株式	China Construction Bank Corp.	金融	1.41
南アフリカ	株式	Naspers Ltd.	消費財	1.29
インド	株式	Reliance Industries Ltd.	石油・ガス	1.16
中国	株式	Ping An Insurance Group Co. of China Ltd.	金融	1.05
中国	株式	Industrial & Commercial Bank of China Ltd.	金融	1.02
ケイマン諸島	株式	MEITUAN DIANPI-B	消費財	0.88

- ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
- ※比率は、バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※バンガードのデータを基に委託会社作成

用 実 績

基準日:2020年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



運用実績

[※]ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合が あります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

^{※2020}年のファンドの収益率は、年初から2020年4月30日までの騰落率を表示しています。

[※]ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入 単位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入 価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換 金 価 額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間 宗

原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

購入の申込期間

2020年7月3日から2020年12月24日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

●ニューヨークの取引所の休業日

申込不可日

- ●ロンドンの取引所の休業日
- ●ニューヨークの銀行の休業日
- ●ロンドンの銀行の休業日

換 金 制 限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

購入·換金申込受付 の中止及び取消し 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日 · 収益分配

決 算 日 毎年4月5日(休業日の場合は翌営業日)

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)

収 益 分 配

分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から 起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

	-	7.1.
4	α	441
	\mathbf{v}	

託 間 無期限(2003年6月27日設定) 信 期 以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき 上 繰 還 償 ● 残存□数が10億□を下回ることとなったとき その他やむを得ない事情が発生したとき 500億円 信託金の限度額 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ 公 (https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付 運用報告書 します。 ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 基準価額の また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「V海外株式」 照 会 方 法 として掲載されます。 ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税 制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない 場合があります。 課 税 関 係 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2020年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更

される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に**年1.1%(税抜き1.0%)**の率を乗じた 額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンド の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月 終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から 支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

ファンド

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.345%	ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.615%	交付運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、購入後の 情報提供等の対価
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託 会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする 投資信託

年0.02%~年0.12%程度* (2020年4月30日現在)

*各組入投資信託の管理費用を基本配分比率で加重平均した 場合の目途。各組入投資信託の管理費用は年度によって異なる 場合があるため変動します。

実質的な負担

ファンドの純資産総額に対して年1.12%(税抜き1.02%)~年1.22% (税抜き1.12%)程度*(2020年4月30日現在)

(ファンドの信託報酬およびト欄の投資対象とする投資信託の管理 費用の合計)

*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、年間最低報酬額等が定められている 場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

その他の費用・ 手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額 等を示すことができません。
- ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。
- ※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。 また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA	
対象となる投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)		
非 課 税 対 象	公募株式投資信託から生じる <mark>配当所得</mark> および <mark>譲渡所得</mark>		
利用対象となる方	20歳以上 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳 の日本居住者 (専用□座が開設される年の1月1日現在)	
非課税の期間	税の期間 最長 5 年間(投資期間は2023年まで)		
利 用 で き る 限 度 額	120万 円/年 (最大600万円)	80万 円/年 (最大400万円)	

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家 等にご確認されることをお勧めします。
- ※上記は、2020年4月末現在のものです。

